5　青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げるときのいずれにも該当する場合には、当該個人の平成二十八年における法第十条の五の五第五項及び第六項の規定の適用については、同項の規定により同条第五項に規定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

一　法第十条の五の五第一項に規定する指定期間内に特定生産性向上設備等（同項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。次号において同じ。）をして、これを特定期間（同条第三項に規定する特定期間をいう。同号において同じ。）の末日の翌日から平成二十八年十二月三十一日までの間に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同条第一項の規定の適用を受けないとき　その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額

二　特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを平成二十八年一月一日から特定期間の末日までの間に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき法第十条の五の五第一項及び第三項の規定の適用を受けないとき　その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額

第五条の七第一項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第三項中「第十条の二第四項」を「第十条の二第五項」に、「第十条の三第十項」を「第十条の三第十三項」に、「及び第十条の五の四第六項」を「、第十条の五の四第六項及び第十条の五の五第十項」に改める。

第六条を次のように改める。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第六条　法第十一条の二第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない同項に規定する耐震基準適合建物等の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

第六条の三第一項第三号中「国際物流拠点産業集積地域として指定された」を削り、「その指定の日（沖縄振興特別措置法第四十二条第四項の変更により新たに当該国際物流拠点産業集積地域」を「沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）」に、「その新たに該当することとなつた」を「当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた」に、「沖縄振興特別措置法第四十二条第四項又は第五項の解除又は変更により当該」を「同条第八項の変更により」に、「その該当しないこととなつた」を「当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた」に改め、同項第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第十二条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合　沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

第六条の三第二項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、同項第二号中「第二号」を「第二号から第四号まで」に改め、同号ロ中「器具及び備品」の下に「（法第十二条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）」を加え、「これら」を「一の生産等設備を構成するもの」に、「五百万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第五号」に改め、同条第五項第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第六項中「エンジニアリング業」の下に「（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）」を加え、「次項第六号」を「次項第一号及び第八項第六号」に改め、同条第十五項を削り、同条第十四項中「第十七項」の下に「及び第十九項」を加え、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「計画基準」を「前項第一号に規定する基準」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「当該地区に係る同表の第一号の上欄に規定する指定された地区又は同表の第二号の上欄に規定する指定された地区若しくは同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいい、産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準に適合するものに限る」を「次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう」に、「策定した」を「策定し、又は作成した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準を満たすもの

二　法第十二条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区　当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣が定める基準を満たすもの

三　法第十二条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する認定産業振興促進計画

第六条の三第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「期間は、」の下に「同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる地区にあつては」を加え、「（同項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、「若しくは同欄に規定する区域」を削り、「期間」の下に「とし、同表の第三号の上欄に掲げる地区にあつては当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が平成二十七年三月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四号」を「第五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　航空機整備業　事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物